

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年5月28日
条例の題名	三重県介護保険財政安定化基金条例	公 布 日	平成12年3月24日
条 例 番 号	平成12年三重県条例第7号	直 近 改 正 日	平成23年12月27日
所管部局課	健康福祉部長寿介護課	電 話 番 号	059-224-3327
条例の概要	介護保険法第147条第1項の規定に基づき、市町の介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、三重県介護保険財政安定化基金を設置し、その運用等に関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	介護保険法第147条第1項の規定に基づき、市町の介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、三重県介護保険財政安定化基金を設置し、その運用等を行うことが必要であることから、条例の目的は、妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	基金の設置等に関する事項は、地方自治法第241条第1項の規定により、条例で定めることが必要であり、今後も市町の介護保険の財政の安定化に資するために、公的な関与を行っていく必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ	介護保険法第147条第4項の規定に基づき、条例の第4条に規定されている、市町が納付する三重県介護保険財政安定化基金拠出金については、現在必要と見込まれる額が、既に基金に積立されているため徴収していない。ただし、今後市町に対し多くの貸付等が発生し、現在必要と見込まれる額に不足が生じた場合は、拠出金を徴収する必要が生じる可能性がある。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	基金の設置等に関する事項は、地方自治法第241条第1項の規定により、条例で定めることが必要である。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条第1項及び介護保険法第147条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例に規定されている手続については、そのまま運用されており、条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、条例第12条の規定に基づき、知事が別に定める「三重県介護保険財政安定化基金の管理等に関する要綱」により運用を行っている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第241条第1項及び介護保険法第147条第1項の規定に基づき必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。

効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	市町の介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため実施しているものであり、効果は貸付等の必要な市町が享受するものであるが、どの市町がいつ対象になるかは介護保険財政の状況次第でわからないが、交付等の条件に合致する全市町を対象としている。コストの配分についても、国、県、及び全市町から拠出金を徴収していることから適正と考える。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	市町の介護保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため実施しているものであり、条例の執行による直接的な効果は貸付等の必要な市町に居住する介護保険の適用を受ける県民が享受するものであり、限定的なものである。ただし、高齢者福祉の増進という公益上問題ないと考え。	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	コストの負担については、国、県、及び全市町から拠出金を徴収していることから一部の県民に限られたものではない。	
そ の 他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		